

午前 9時58分 開議

○委員長（桐生清太郎君） 皆さん、おはようございます。時間前ではございますが、全員おそろいですので、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立しました。

議事に入る前に市長から発言を求められております。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） おはようございます。きょうの新潟日報で掲載されました件であります。いわゆるセシウム汚染された市営の堆肥センターの処理についてであります。再度説明させていただきたいと思いますが、胎内市の同様な自治体は長岡市、佐渡市であります。ただ、胎内市の場合はこの堆肥センターは新潟県の検査によって1キログラム当たり330ベクレルの放射性セシウムが確認されたわけではありますが、この330ベクレルは国が示す堆肥の基準が400ベクレルであることから、国の指導によれば農地への散布も可能であります。胎内市といたしましては、地域の農地を守るという観点から、保管されている堆肥1,200トンを農地への散布につながる堆肥販売を行わず、当センターに隣接する市有地に埋設することといたしました。この埋設するという処理方法は、農林水産省と新潟県に安全について確認しております。また、埋設予定地は隣接する畜産団地利用者や関係集落代表への説明については、新聞等でも早く出ましたのですが、今月の29日と30日に予定しております。なお、前もって区長さん方には連絡しているところでありますが、この埋設工事につきましては、地域の畜産農家がふんの処理に困っていることから早急に行うこととし、来月の5日ごろに予定をしているところでありますので、議員の皆様ひとつご理解をお願いしたいと思っております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から第13号まで計12件の特別会計の質疑を行います。

なお、審査の進め方については、歳出、歳入の順に説明をいただき、1会計ごとに審査を行います。

それでは、認定第2号 平成22年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） おはようございます。ご苦労さまでございます。それでは、認定第2号 平成22年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

292ページでございますけれども、収入済額の合計は一番下のほうで34億8,153万263円、支出済額は次の少し飛んで295ページでございますけれども、一番下でございます。32億9,399万

8,891円となりまして、歳入歳出の差し引き残額は1億8,753万1,372円でございます。これを平成23年度へ繰り越す決算ということでございます。

平成22年度の国民健康保険の平均の被保険者数でございますけれども、8,644人でございます。前年度、平成21年度との比較では24人、0.3%の減というふうなことでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。ページでは、331ページをお願いいたします。331ページの歳出の第1款総務費でございます。これにつきましては、国保支弁職員5人分の人件費、それから国保事務に係ります経常経費、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、それから国保運営協議会の委員の報酬等が主なものでございます。

次に、335ページをお願いいたします。2款の保険給付費でございますが、これにつきましては療養諸費、それから高額療養費のほかに、次の337ページに出産育児一時金、葬祭費等ございますけれども、平成21年度と比較いたしまして1億3,588万3,642円、率にいたしまして6.5%の増というふうなことでございます。なお、1人当たりの医療費につきましては年間で3万4,590円というふうなことで、これにつきましても21年度、前年度との比較でございますけれども、6.3%の増というふうなことでございます。

次に、339ページをお願いいたします。3款の後期高齢者支援金等でございますけれども、これにつきましては、平成20年度からこの後期高齢者医療制度が創設されましたけれども、75歳以上の医療費の4割を若年者の保険料で負担するというふうなことでございまして、国保会計からその支援金及び事務費の拠出金というふうなことでございます。

次に、341ページ、4款の前期高齢者納付金でございますけれども、これにつきましては医療費が多くなります65歳以上から74歳までの被保険者の偏在によります医療費の不均衡を各保険者間で是正を図るための前期高齢者交付金というふうなことで、その事務費の負担分というふうなことでございます。

次に、343ページでございますけれども、5款老人保健拠出金でございます。老人保健拠出金、平成19年度までの老人保健制度によります医療費を平成22年度において精算しまして、社会保険診療報酬支払基金に支出したものでございます。これにつきましては、老人保健制度につきましては、平成19年で終わっておりますけれども、その後精算金は出ておりますけれども、平成22年度につきましては21年度との比較では88.5%の減というふうなことでございます。

次に、345ページでございますけれども、6款の介護納付金でございます。これにつきましても、全国の市町村の介護保険事業会計へ拠出するための社会保険診療報酬支払基金に拠出したものでございまして、前年度、21年度との比較では4%の増というふうなことでございます。

次に、347ページの7款の共同事業拠出金でございますけれども、1項1目の高額医療費共同事業拠出金につきましては、国保連合会が実施主体となって国保保険者、国及び県が資金を出し合ひまして、1カ月1件80万円を超える医療費を給付した場合保険者に配分される事業の拠出金

でございます。平成2年度との比較では3.6%の増というふうなことでございますし、その下の2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超え80万円以下の医療費を給付した場合に配分される事業への拠出金でございます。

次に、349ページの8款保健事業費でございますけれども、1項1目保健衛生普及費につきましては、レセプト点検員の賃金、それから1項2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金が主なものでございます。なお、人間ドックの受診者につきましては827人でございます。被保険者に占める受診率は12.3%というふうなことでございます。また、そのほかに胸部、腹部のCT検査、それから脳ドック等にも助成しているわけでございますけれども、CTにつきましては238人、脳ドックにつきましては6人というふうなことで助成をしております。

また、2項1目の特定健康診査等事業費につきましては、平成20年度から医療保険者に義務づけられました40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導、これに係る経費でございますけれども、22年度につきましては2,748の方が受診いたしまして、受診率は48.6%ございました。また、保健指導のほうにつきましては、対象者が393人ございましたけれども、このうち221人が利用いたしまして、利用率は56.2%というふうなことでございます。

次に、353ページの9款基金積立金でございますけれども、これにつきましては平成2年度におきまして、新たに2,000万円を基金に積み立ていたしました。そのほか給付準備基金の預金利子も合わせて積み立ていたしまして、年度末における基金の合計でございますけれども、1億4,957万5,500円というふうなことでございます。

次に、355ページの10款公債費については、支出はございませんでした。

次に、357ページ、10款の諸支出金でございます。これにつきましては、国保資格喪失によります過年度分の国保税の還付金、それから2年度分の療養給付費の国庫負担分の精算というふうなことによる償還金が主なものでございます。また、一般会計からの繰入金につきましても前年度分の精算というふうなことでございます。

次に、361ページの予備費でございますけれども、22年度においては充用はございませんでした。

それから戻っていただきまして、歳入についてご説明申し上げます。ページでは、299ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税でございますけれども、医療給付分、それから後期高齢者支援金等分、介護納付金の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ決算したものでございまして、平成2年度と比較いたしまして7.5%の減となっております。7.5%の減となった大きな要因は、被保険者の所得が平成2年度と比べまして22年度は全体で11.2%所得が落ちてございました。これに伴う税の減少というふうなことでとらえております。また、徴収率でございますけれども、現年課税分につきましては94.9%でございます。平成2年度の率と比較いたしまして

0.11%の増、また滞納繰越分につきましては23.37%で、同じく0.22%の減というふうなことでございました。

次に、303ページ、2款の分担金及び負担金につきましては、平成20年度から医療保険者に義務づけられました特定健康診査に係る自己負担金というふうなことでございますし、次のページの305ページ、3款の使用料及び手数料につきましては、督促手数料というふうなことでございます。

また、次の307ページの4款の国庫支出金につきましては、医療給付費、それから介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等の負担金、財政調整交付金等の補助金というふうなことが主なものでございます。

それから、311ページの5款の療養給付費等交付金につきましては、退職者医療に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金というふうなことでございますし、313ページの6款の前期高齢者交付金につきましては、医療費が多くなります65歳から74歳までの前期高齢者の偏在によります保険者間の負担の不均衡を調整するために設けられた交付金というふうなことでございます。

次に、315ページ、7款の県支出金でございますけれども、これにつきましては高額医療の共同事業、特定健康診査等に係ります県の負担金、それから財政調整交付金でございます。

それから、317ページの8款の共同事業交付金でございますけれども、これにつきましては歳出の7款でも支払いされた分がございましたけれども、交付基準を超える部分について国保連合会から交付されたものでございます。

続きまして、319ページの9款の財産収入につきましては、基金の利子というふうなことでございますし、321ページの10款繰入金につきましては、国保財政の安定化を図るための一般会計からの繰り入れというふうなことでございます。

それから次に、323ページは平成2年度からの繰越金でございますし、325ページの1款諸収入につきましては、国保税の延滞金、それから交通事故などによります第三者行為によります損害賠償金が主なものでございます。

以上で認定第2号 平成22年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号 平成22年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） 聞かれて私もわからなかったので確認をさせていただきます。

330ページ、13款1項1目の保険事業補助金の中で、健康なまちづくり事業補助金の内容についてお伺いいたします。

- 委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。
- 健康福祉課長（天木秀夫君） 今の質問ですけれども、市で企画実施します市民と協働で実施するものでありますけれども、胎内サラダ記念日、それから元気ふれ愛まつり、こういったイベント等に対して補助をいただける事業であります。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） ページは問わないのですが、一般被保険者で景気の影響で歳入で11.2%減だということですが、胎内市は応能応益割5、5だと思うのですが、県の水準からするとこの税は高いほうなのですか、安いほうですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 医療給付費分ですと、大体真ん中辺、1番目くらいかと、大体。ちょっと高いくらいです、真ん中辺。1番目くらいです。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） わかりましたが、介護保険を導入してからかなりたちますけれども、新潟市あたりでは介護保険絡みで医療費が下がっていると、その分を保険料に充てて、個人の保険料を減らしていくということなのですが、胎内市ではそういう現象は今の説明ではちょっと見られなかったわけけれども、この介護保険導入前と後では、医療費についてどのくらいの差があったものか、その辺課長わかりませんか、年数たっているから。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 医療費の伸びなのですけれども、その年によって違うわけですが、最近はかなり今回は前年比6.5%まで伸びています。ですから、その当時は介護保険制度平成12年のころはよかったかと思えますけれども、今はあまり感じられないのか、すごい勢いで医療費が伸びていますので、これもやはり全体的に国保会計、国保事業が年齢別からいくと、高齢者の割合が年々年々増加してきているわけです。そういうことが影響しているのかな、あとは医療費の医療の高度化でしょうか、お金がかかる、そういうふうなことも影響しているというふうなことで、年々年々医療費は介護給付費も伸びていますけれども、医療費も伸びているということでございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 医療費はどんどん伸びているというご説明ですが、医療費を抑えるには予防医療だということなのですが、胎内市はどういう面でそういう取り組みをやられておりますか、おられませんか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） それにつきましては、私どもというよりも、健康福祉ですか、その辺とか、あとは元気応援係のほうでさまざまな健康面での取り組みをされているというふうな

ことでございます。詳細については、そちらのほうからお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 321ページの繰入金と次の323ページの繰越金についてちょっとお聞きします。

この辺まとめたのが監査委員の資料の25ページにまとめた金額が載っております。繰入金というのは、先ほど説明した一般会計から繰り入れたよと。22年度については2年度よりも1,500万円ぐらい増えて1億8,300万円ほど繰り入れているのです。結果的に繰越金については、2年度から見れば8,100万円ほど増えているというこの決算内容なのですが、その8,000万円増えているという部分と一般会計も繰り入れた額も2年よりも増やして、結果的に余った金額が多いという部分があるのですが、その相関関係についてちょっと教えていただけますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 基本的に繰越金というのが平成2年度の実績に基づく2年度への繰り越しというふうなことでございますので、この繰入金というのは2年度の医療給付費等に係って一般会計のほうから基準割合が決まっていますので、それに基づいて繰り入れをしてもらう分というふうなことで、特にその相関関係はないというふうにとらえております。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私単純に考えれば、医療費が余るということであれば、そんな繰り越し必要もないのではないかなというふうに思っているのです。繰越金も3億円を超えていると、今の段階で、3億円を超えているのだったら、もっと保険料を下げたほうが市民にとってはいいのではないかなというふうに考えるのですが、その辺の考え方についてはどうお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 繰越金、決算が3月締めというふうなことでございます。そして、その繰越金も勘案して、それから保険料の改正のときですけれども、繰越金、それからその年度の医療給付費の伸び等を勘案、それから前年度の所得の状況、申告ございますけれども、いろいろ勘案して税率を確定するというふうなことでございますので、繰越金もきちんととらえて、考慮した上で翌年度税率を決定しているというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） そうしたらちょっと質問を変えますけれども、3億円という繰越金というのは、妥当な金額なのでしょうか。2年度から見れば繰越金増えましたが、その部分で来年度の税においては下がるというケースは考えられるのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 繰越金がどのぐらいが妥当かというのはなかなか難しいところな

のです。何か医療給付費というのは、想定しづらい面もありますし、また国のほうから来る交付金とか、そういうものも我々の見込みとかなり違う場合もあるのです。そういう面で、繰越金がいっぱい出たから即、繰越金がいっぱい出れば確かに翌年度の税率改正のときに税率を抑えたりはできることは確かですので、その辺も十分に考慮した上で決定しているというふうなことでございます。質問の内容とちょっと違いますか。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 一番当初の話で、保険税が6,000万円ほど減ったよと。それは、所得が減ったからだよという説明がありました。やはり今の時代本当に苦しいのだと思うのです。だから、苦しいのだから、やはりそういう余分な金を払わないためには、保険料も妥当な形で下げるべきだと私は思うので、そういうふうな形で運用していただけないかなという話をさせてもらったのです。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 所得がかなり下がってきているというふうなことは、先ほど説明しましたけれども、それによって国保税がかなり下がってくるわけです。所得が下がれば……

○委員（薄田 智君） 所得が下がったから、繰越金増えたではないですか。

○市民生活課長（藤木繁一君） いや、繰越金がいっぱいあれば当然翌年度の税率の算定のときに、それも考慮して税率を算定するわけなのです。ですから、2年度から22年度についてはかなり所得が下がったということで、税率は据え置いたのですけれども、所得は下がったものだから、所得割率を掛けて計算しますけれども、所得割額ですけれども、その額がかなり下がってきているというふうなことで、保険税がかなり落ちたというふうなことなのですけれども、所得が下がったので国保税も下げればというふうなことなのでございますけれども、その辺は所得が下がったから下げるというふうなことではなくて、やはり今言いました繰り返しになりますけれども、繰越金、それから前年の所得、それからその年度の医療費の見込み、これら大きいものを全部考慮した上で税率を計算するというふうなことで、所得が下がっているから税率を下げればというふうなことにはならない。

○委員（薄田 智君） そう言っている。

○市民生活課長（藤木繁一君） 違いますか。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私は、所得が下がったから税率を下げれという部分を言っているのではなくて、今回6,000万円税下がりました。なおかつ一般会計から繰り出した金額も上がりました。しかし、結果的に繰越金は増えたということを言っているのです。ということは、もっと税率を下げてもいいのではないかなと、単純な思いなのですが、そういうふうなことはしないのでしょうかという質問なのです。

- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 3億幾らというのは、21年度から22年度の繰越金なのです。それで、今回一般会計からの繰り入れが増えたというのは、22年度中の繰り入れなのです。年度が違うのです。確かに22年度から23年度の繰越金は1億8,000万円とかなり1億円以上減っているのです。それでいろいろ考慮して税率を計算するわけでございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 関連しますけれども、先ほど11.2%の減という説明の中で、そういう低所得者という大変失礼ですが、そういう層からの減免、軽減等の申し出はないものですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 所得によって減免している、それは当然一般会計等から補てんされていると、それはいつものことでございますけれども、特に失業とか、倒産とかいうふうなことでは、平成22年度中は10件で、金額で63万5,300円というふうなことで減免しております。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） これは、本人の申し出によってそういう減免、軽減等が起きるのですか、それともこちらでそういう倒産とか、そういうのを申し出がなくても、そういう措置をとってやるのですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） こういうことは特別なものにつきましては、本人からの申請により減免いたします。
- 委員長（桐生清太郎君） 松井委員。
- 委員（松井恒雄君） 参考までにお聞きしますけれども、335の高額医療費で、その次337の出産育児、葬祭経費ですけれども、高額医療費については前年度と比べて高額医療費の該当者の方の人数というのは増えているのか。また、高額医療費も増えているのか、その辺お聞かせ願いたいわけでございます。
- 次に、出産育児費でございます。これも不用額が590万円ですか、不用額出ておりますけれども、これも前年度幾ら出て、今回増えているのか減っているのか、その辺をお聞かせ願いたいわけですし、葬祭費についても同様でございます。この3点よろしくお願いたします。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） では、申しわけありませんけれども、最後のほうからちょっと説明させてもらいます。
- 出産育児一時金というふうなことでございますけれども、これにつきましては、21年度で1,042万円ほどでございましたので、今回が338ページ、1,081万7,000円というふうなことで、40万円ほど増えております。出産育児一時金でございます。それから、葬祭費のほうにつきましては...

…

○委員（松井恒雄君） 人数。

○市民生活課長（藤木繁一君） 出産育児一時金の人数につきましては、国保会計 22年度 26件、21年度も 26件というふうなことでございますし、支給額が増えたのは、21年の10月から一時金の支給額が増額しているというふうな影響でございます。

また、葬祭費につきましては、21年度、22年度とも 59件で 295万円というふうなことでございました。

それから、高額療養費のほうでございます。まず高額療養費のほうの件数でございますけれども、件数は21年度と比較いたしまして、4.9%の増というふうなことで伸びておりますし、給付費につきましては、12.3%の増というふうなことで、高額療養費についてもかなり大幅に増えてきているというふうなことでございます。

○委員（松井恒雄君） これ人数もわかりますか。

○市民生活課長（藤木繁一君） 件数が 22年度は 3,428件だったのです。21年度が 3,268件でございますので、160件ほど年間で増えているというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 人の質問したのを何か手がけるみたいで悪いのですけれども、330ページ、最初に新治委員が質問した内容ですけれども、何かサラダ記念日とか何かという話なのだけれども、歳出のほうではどこを見ればいいのか、この 92万 1,249円かかった歳出、これ何か天木課長が言っているから、一般会計のほうに回っているのかなという感じもするのですけれども、何で国保からこういうお金が出るのかという疑問が新治委員が聞いたことによってわいたので、お聞きしたい。

それと、334ページの国保の運協の問題なのですけれども、かなり不用額出して、特に費用弁償が相当不用になっておりますけれども、この理由について伺います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 国保の運営協議会の委員報酬 334ページでございますけれども、運営協議会費の1節の報酬でございますけれども、年3回分を見ていたのですけれども、2回開催というふうなことで、1回分ちょっと何か緊急の、大体国保については年2回なのですけれども、緊急の会合がもしあればというふうなことで、3回見ていたというふうな状態であります。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 健康なまちづくり事業補助金の歳入に対しまして、歳出のほう国保会計 349ページ、8款保健事業費、1項保健事業費、保健事業の保健衛生普及費の中でのそこに例えば 8節報償費の中での講師謝礼等といったもので、1節の需用費、消耗品等、そこで大イベントの分を賄うということになっております。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、でも国保の事業としてやるということでないということを感じるのですけれども、それはどういうふうにかえたらいいのか。一般会計でやるべきものなのではないかなという感じがあるのが1点と、さっき国保の運協については、3回を2回にした割には、3回を1回くらいだったらこの数字で理解できますけれども、それでもなお不用額が増えている感じがするので、それはどうなのでしょう、もう一度お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 国保の運協の委員のほうでございますけれども、年3回分上げて年2回実施というふうなことなのでございますけれども、やはり運協の委員さん全部で、中には欠席される方がかなり3人ぐらいおられるのです。そういう関係でちょっと3分の2になっていないというふうなことです、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） この事業につきましては、新潟県国民健康保険団体連合会の補助事業を受けてやっているものであります。それで、地域の元気をはぐくむ、それからボランティアの育成、健康づくりというふうな目的で今言ったようなイベント等を取り組むということになりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 後のほうはわかりました。

最初のほうは、何かくどくて悪いのですけれども、22年度決算に関する資料の3、審議会、協議会を見ると、これは国保の運協15番、3回開いたことになっているので、どっちが間違っているのか。審議会、協議会開催状況15番、胎内市健康保険運営協議会3回開催しましたよというふうになっているから、これはどっちかを訂正していただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 大変失礼しました。私がただいま説明したほうが間違っていました。3回でございました。申しわけございません。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） では、例年どおり3回やったということであって、ただ欠席者があまりにも多かったということで理解していいのですか。では、3回やったけれども、欠席する人がいっぱいいたということでよかったですか。そもそも何人委員はいるのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 委員構成でございますけれども、12人でございます。そして、報酬につきましてはこの運協のほかに、その他の県のほうで国保連合会のほうで主催するような会議等もございますので、その辺の報酬も含んでいるのですけれども、欠席者の関係とか、あと回

数も私3回と申しましたが、4回ほど開催していました申しわけございません。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この問題についてはいいですけども、さっき小林委員のほうから言われた国保税の減免が10件あったということなのですけども、私はそれと同じようなことで、医療費の減免、いわゆる4條の関係ですけども、これは申請どのくらいありました。

それとついでなので、短期証と資格証明書と一緒にお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、資格証の関係でございます資格証が22年度38件、短期証で197件、それから医療費のほうについては該当ございませんでしたので、支給はしてございません。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第3号 平成22年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、認定第3号 平成22年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は366ページで1,08万7,346円、支出済額は368ページで、同じく1,08万7,346円となっております。本特別会計につきましては、老人保健制度が平成19年度限りで廃止されておりましたが、平成20年度から平成22年度までの3カ年度で精算をしていくため起こしてまいりましたが、平成22年度末をもって閉鎖いたしましたものでございます。なお、残金につきましては一般会計へ繰り出しをしております。平成23年度以降に精算金が生じた場合は、一般会計において処理をしていくものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。383ページをお願いいたします。1款総務費につきましては、印刷製本費などの事務的経費、国保連合会負担金などが主なものでございます。

次に、387ページ、2款の医療諸費につきましては、支払いはございませんでした。

次に、387ページ、3款の諸支出金の主なものといたしましては、1目償還金につきましては国、県負担分の老人医療給付費、2目一般会計繰出金につきましては一般会計負担分の老人医療給付費について、それぞれ平成22年度分が確定したことによりまして、精算したものでございます。

それから、388ページの一番下に記載してございます医療費等の繰出金159万2,292円につきましては、冒頭触れました本特別会計閉鎖に伴います残金を一般会計に繰り出したものでござい

ます。

次に、389ページ、4款の予備費については、充用がございませんでした。

それでは、戻っていただきまして、歳入についてご説明申し上げます。373ページをお願いいたします。1款の支払基金交付金でございますけれども、2年度分の精算に伴います医療費交付金でございます。

次に、373ページ、2款の国庫支出金、それから375ページの3款県支出金につきましては、いずれも平成2年度分の医療費の精算に伴います負担金でございます。

次に、377ページの4款繰入金、これにつきましても医療費の一部や事務費の一般会計負担分といったことでございます。

それから、379ページの5款繰越金につきましては、2年度からの繰越金でございますし、381ページの6款諸収入につきましては、3項雑入の交通事故による賠償金が主なものでございます。

以上で認定第3号 平成22年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号 平成22年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号 平成22年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、認定第4号 平成22年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は394ページで2億4,941万7,991円、支出済額は396ページで一番下で2億4,275万5,123円というふうなことでございまして、歳入歳出の差し引きは666万2,868円でございます。これを平成23年度へ繰り越す決算となっております。後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度からスタートしたことでございまして、対象が75歳以上の方と65歳から74歳までの方で一定の障害がある方が該当してございます。平成23年3月末の胎内市の被保険者数は4,942人であり、胎内市の人口の15.5%というふうなことでございます。

それでは、歳出のほうから説明をいたします。409ページ、1款の総務費につきましては、後期高齢者医療に係ります被保険者証の交付、各種届け出、それから申請の受け付け、広報や保険料の徴収などに関する事務を行うための経費でございます。

それから411ページ、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収いたしました保険料や一般会計から繰り入れした保険料の軽減分を広域連合に納めるものでございま

すし、413ページの3款諸支出金でございますけれども、これにつきましては、所得構成に伴います保険料の還付金や電算システムの改修に伴います平成2年度の国庫補助金の精算分還付、一般会計からの2年度繰入金の精算による返済、これらが主なものでございます。

それから415ページ、4款の予備費につきましては、3款1項1目2節の保険料還付金に1万7,000円を充用をいたしております。

次に、歳入について説明いたします。399ページをお願いいたします。1款の保険料につきましては、平成2年度比で0.8%の増というふうなことで、1人当たりの平均保険料にいたしますと3万3,052円というふうなことで、県平均よりも9,130円、21.6%低くなってございます。また、現年度分の収納率につきましては99.7%というふうなことでございます。

次に、401ページ、2款の使用料及び手数料につきましては、普通徴収保険料の督促手数料というふうなことでございますし、403ページの3款繰入金につきましては、低所得者の被保険者均等割軽減分などの保険料を補てんするためや後期高齢者医療制度における市町村事務に係る経費としての一般会計からの繰入金でございます。

次に、405ページの4款繰越金でございますけれども、平成2年度からの繰越金でございますし、次の407ページ、5款の諸収入につきましては、保険料の延滞金や広域連合から受け入れた保険料の還付金というふうなことでございます。

以上で認定第4号 平成22年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号 平成22年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第5号 平成22年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、認定第5号 平成22年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額でございますけれども、420ページで24億4,888万5,948円、支出済額では422ページの一番下で24億1,686万6,812円となりまして、歳入歳出差し引きで3,201万9,136円を平成23年度へ繰り越す決算となっております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。ページでは、443ページをお願いいたします。443ページからの1款総務費につきましては、介護保険支弁職員5人分の人件費や電算システム経費、保険料の賦課徴収事務、要介護認定事務に係る経常経費、それから介護保険運営

協議会の経費などが主なものでございます。

次に、449ページからの2款保険給付費につきましては、介護給付に係る各項目別の支出内訳がその内容でございまして、保険給付費全体としての平成2年度との比較では10.1%の増というふうなことでございます。また、要支援、要介護認定者数は、平成22年度末で1,435人でした。これは、平成2年度末と比較いたしまして、人数で82人、パーセントで6.1%の増というふうなことでございます。また、認定者数の被保険者数に占める割合は16.7%となっておりまして、ちなみに県平均でございまして、これは17.7%、全国平均では16.8%というふうなことでございますので、それよりも若干低い数値となっております。また、認定者のうち介護サービスの受給者でございまして、1,435人中1,169人で、これにつきましては前年度、平成2年度末と比較いたしまして、サービスの受給者でございまして114人、パーセントで10.8%の増というふうなことでございます。また、その認定者のうちのサービスの受給者の割合でございまして、81.9%というふうなことでございます。

次に、457ページをお願いいたします。4款の地域支援事業費でございまして、これにつきましては1項1目介護予防高齢者施策事業費でございまして、これにつきましては要介護状態になる一歩手前の高齢者を対象にいたしました介護予防特定高齢者把握事業などや運動、栄養、口腔機能向上事業などを実施いたしました。また、459ページの2目介護予防一般高齢者施策事業費では、筋力トレーニング教室や体操教室、それから地域のサロン活動支援等を行っております。それから、同じページの2項包括的支援事業でございまして、包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業費でございまして、これにつきましては総合相談支援事業や権利擁護事業など、それから46ページの2目の任意事業、これにつきましては配食サービスや紙おむつ支給など、合わせまして8事業を実施いたしましたものでございます。

また、463ページ、5款の保健福祉事業費につきましては、1項1目の介護予防一般高齢者施策事業費で生活管理指導事業を実施しております。

次に、465ページ、6款の基金積立金でございまして、1項1目介護給付費準備基金積立金と2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、それぞれの基金の利子を積み立てたものでございます。なお、介護給付費準備基金の平成22年度末の残高につきましては、1億943万9,647円となっております。

次に、467ページ、7款の公債費につきましては、支出がございませんでした。

469ページの8款諸支出金につきましては、平成2年度の保険給付費の精算によります国、県への償還金及び一般会計への繰入金などでございます。

次に、471ページにつきましては9款予備費についてでございますが、8款1項2目2節の国県支出金等返還金に3万円を充用してございます。

それから次に、歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして、425ページをお願い

いたします。1 款の保険料につきましては、65歳以上の1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございますけれども、平成2年度と比較いたしまして1.1%の増というふうなことでございます。また、徴収率につきましては98.7%というふうなことで、前の年度、2年度と比較いたしまして0.1%の減というふうなことでございます。

次に、427ページ、2 款の使用料及び手数料につきましては、督促手数料、それから介護予防事業や保健福祉サービス利用に係ります利用者の負担分というふうなことでございます。

次に、429ページの3 款国庫支出金でございますけれども、これにつきましては、国からの介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業に係ります補助金等でございます。

それから、431ページの4 款支払基金交付金でございますけれども、これにつきましては介護給付費、それから介護予防事業に係ります40歳から64歳までの2号被保険者負担分の診療報酬支払基金からの交付金というふうなことでございます。

続きまして、433ページの5 款県支出金につきましては、これにつきましても介護給付費、それから地域支援事業に係る県からの補助金というふうなことでございます。

それから、次の435ページの6 款財産収入でございますけれども、介護給付費の準備基金、それから介護従事者処遇改善臨時特例基金の預金利子というふうなことでございます。

次に、437ページの7 款繰入金でございますけれども、1 項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費、それから地域支援事業に係ります市の一般会計からの負担分、それから職員給与費、事務費等を繰り入れしたものでございます。

また、2 項の基金繰入金につきましては、1 目の介護給付費準備基金繰入金でございますけれども、これは介護給付費の財源に充てるための繰り入れでございますし、また2 目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますけれども、この基金につきましては平成2年の介護報酬改定に伴います1号被保険者の保険料の急激な上昇を抑制というふうなことで、国からの交付金を積み立てたものでございますけれども、平成2年度に取り崩した分を介護保険事業に繰り入れたものというふうなことで計上してございます。

次に、439ページ、8 款の繰越金でございますけれども、これについては2年度からの繰越金でございますし、441ページの9 款諸収入につきましては、介護保険料の延滞金、それから預金利子などでございます。

以上で認定第5号 平成22年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号 平成22年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） 3点お伺いたします。

457ページの4款1目の介護予防事業費ということで、さまざま介護予防のために筋力、体力、サロン事業とかやっているわけですが、にもかかわらず県や国よりはちょっとは低いというお話でしたけれども、前年度より82人要介護認定者が増えていると、年々増えていく傾向にあると思うのですが、その介護予防事業にさまざま参加している人と、やっているけれども、あまり参加しない人というのはあると思うのですが、参加している人と参加していない人との比較みたいなことをされたことがあるのか。もしあるようでしたら、その点についてお伺いしたいのが1点。

もう一点は、この決算に関する資料の中で、資料の8ですけれども、要介護認定でサービス利用率の中で、要介護度5の方の利用率が88.1%と、それまではだんだん要介護が重くなればなるほど増えているのですが、ここだけちょっと下がっている理由について考えられることをお願いします。

最後3点は、462ページの2項13目でしょうか、委託料で介護予防配食サービス事業委託を利用している数と前年との比較においての数をお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず初めに、介護予防事業、地域包括支援センター4カ所でさまざまな取り組みをしているわけですが、利用している方と利用されていない方のどういう方が利用されていて、どういう方がされていないかということだと思っておりますけれども、その辺につきましては、これは我々が対象者に投げかけをしても、なかなか参加をしてもらえない。胎内市だけの問題でなくて、いろいろ会合に出ている、全国的な問題というふうなことでございます。出てくる方は非常に限られた方というふうなことで、やはり健康に関心があったり、あとは出たくても出れないというふうな状況もあるかと思うのです。車が運転できない、それから実際自分がまだ例えばだんなさんと奥さん介護しているとか、いろいろな理由が、あるいは自分では畑をやっているから、そういうふうなことをしなくても大丈夫だとか、さまざまな理由がありまして、どういう方が出る、どういう方が出ない、なかなか判断がしづらいというふうなことでございます。これ胎内市については、認定率がここ何年か急に伸びてきております。それについても私どもはやはり今まで、特にと申しますか、築地地区が増えてございますけれども、やはり高齢者がかなり増えてきているというふうなことが今までは何とか認定を受けなくても畑仕事とかしてやってこられたけれども、どうしてもやはり高齢になってサービスを受けなければならぬというふうになってきているというふうなことも大きな理由だと思いますし、またちょっと戻りますけれども、なかなかこういうふうな事業に取り組んでいく方と取り組まない方というのは、これでどうかというのはなかなか判断しづらい面がございます。

それから……

○委員長（桐生清太郎君） 課長に申し上げます。

簡潔に答弁願います。

○市民生活課長（藤木繁一君） はい。要介護5でございますけれども、やはり病院に入院してサービスを利用しないというふうなことが一番大きいのかなというふうなことで判断してございます。

配食サービスの利用でございますけれども、平成22年度では月平均で117.6人、2年度では月平均118.4人ございましたけれども、1人当たりの週何回というふうなことで配食1週間当たりの回数は、1人当たり伸びてございまして、全体では普通食でございますけれども、平成22年度で9,547食、2年度では8,518食でございますので、約1,000食ほど増えているというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 私が聞きたかったのは、介護予防事業に積極的に参加している人が介護を受けるようになる率とあまり予防に心がけない人との差ということなのですが、それは難しいかなと思いますが、難しいですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 簡潔にでございますけれども、まず参加されない方についてというのは、私どもでなかなか把握しづらい面がございます。それで、特定高齢者施策のすこやかしあわせ教室、これ運動とか、栄養とか、口腔機能の教室ですけれども、これについて私どものほうで教室に参加してどのようになったかというふうなことで、その辺については私どものほうで結果なのですけれども、参加者のうちの約4割ぐらいは改善しているのではないかなというふうなことで把握してございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 課長、こんなことを言うと大変申しわけないけれども、答弁もうちょっとデータをとおかれたほうがなじですかということと……

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員、質問をお願いします、簡潔に。

○委員（小林兼由君） 1点だけお願いします。

国保では、住民税非課税者には税をかけないことが基本になっていると思いますが、介護保険税はどんなような扱いになっているのか。軽減措置等あるのか、その辺をお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） そもそも国保もそうなのですけれども、介護保険税を決定するときには、所得によって段階ございまして、7段階そもそも保険料が所得によって差を設けてございます。

それから、データなのですけれども、私らのほうでデータはいろいろつくっているのですけれ

ども、私の説明がちょっと下手で申しわけありませんでした。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 私は、非課税者に介護保険税はかかるのか、それをただ確認したいだけなのです。段階とか、そういうことを聞いているのではないのです。その辺。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 非課税者にも介護保険税はかかるようになっています。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今の小林委員にちょっと関連するのですけれども、私が気になったのは、426ページの保険料の徴収という部分で、さっき藤木課長から不納欠損額が昨年に比べて1.1%増えたよと。あと徴収率も0.1%減ったというふうな説明があったのですが、その増えたという、どういうケースが増えたのかという部分ちょっと疑問に思ったので、教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 先ほどの説明で、426ページの保険料ですけれども、2年度と比べまして1.1%増えてございます。この増えた理由なのですが、いろいろあるかと思えますけれども、被保険者数の伸びですけれども、ちなみに65歳以上の方の被保険者はほとんど増えてございませんので、そうするとやはり所得の関係で増えてきたと判断せざるを得ないというふうに考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それで、減免を受けられるケースもあると思うのです。そういう部分で低所得者に対してそういう配慮をしているのかどうか。その辺を確認させてください。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 保険料の減免というふうなことでとらえておりますけれども、それにつきましては、先ほどご説明申し上げたように、段階ごとに保険料の段階が7段階だと思えますけれども、全部差を設けてございます。平均では胎内市は月3,800円ほどでございますけれども、その半分とか、1.5割増しとかというふうなことで差を設けて保険料をいただいているということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員

○委員（松浦富士夫君） 1点お願いします。

今までの話の中で、介護認定の数が増えていると。その中に市民の中に認定を受けるのになかなか進まないという方もいるのですけれども、それにちょっと関連しまして、446ページの介護認定訪問調査員賃金とありますけれども、胎内市は介護認定訪問調査員は何名おいでですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 認定調査員は、正職1名、臨時が5名ということで、6名体制で

っております。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 決算に関する資料ということで、1番目に介護認定率数とサービス利用率というふうなことで、これに関して出していただきまして、本当にありがとうございました。我々議員が建物を建ててくれ、施設を建ててくれという中に、いかに施設利用者がお金がかかるかということが監査委員さんの報告で載っております。居宅の介護利用者が748人なのに対して、施設者が半分ぐらいなのに金額にすると7億円何がしの居宅介護サービスが施設を利用すると10億円もかかると、1人当たりに対する金のかかることがすごくこの数字であらわれ、なかなか施設を建ててくれということが声を大にして言えないというようなのが今私が危惧しているところであります。

そこで、よく私に施設をお願いするということで来るのですが、いや、あそこは高いとか、あそこは高いとかということをおっしゃいますので、私はでは在宅介護をしたらどうですかと、在宅介護であれば、うちで見れば1割負担で済むから、そうすればいいですよという……

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員、要点をかいつまんでお願いします。

○委員（赤塚タイ君） そういう理由でお話しして、居宅介護が52.1%ということで、結構これは軽度の人が多いと思いますが、こういう部分に関して、これから伸びると思うか、それとも今まで伸びてきたのか、横ばいだったのか、お伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 伸びてございますけれども、ちょっと私はっきり申し上げて、どのような推移になってきたかと、今ちょっと資料を探しています。申しわけございません。今後は、国のほうでは施設はお金がかかるものですから、施設のサービスはなるべく減らし、在宅での介護を充実するようというふうなことの政策は今実際っておりますし、今後もそういうことで進めております。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 今はなかなか家族構成も夫婦共働きということが多くなりましたので、施設に入れたがるのは、やまやまなのですが、そういう部分でやはり皆さんの税金がこれぐらい1人当たりにかかるのだよというふうな説明でもしながら、そして極力居宅にしていたほうがいいのかなということで、私提案させていただきましたので、これからもそういう国の方針にのっとり、そういう推移でいければ、財政的にもまあまあになるのかなということでございますので、この件はこれによろしゅうございます。これからも努力をお願いしたいと思います。

それで、せっかくの機会ですので、高齢者全体についてお伺いしたいのですが、高齢者にかかわらず死亡する原因はほとんど肺炎というふうな形で亡くなるわけなのですが、当市では肺炎球菌の予防ワクチンがあるのですが、新治委員さんが一般質問でやっておりましたが、いまだ補助

は、ありません、個人でということなのですが。この件に関して、市としては老人の肺炎を予防する意味でお考えはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 今、高齢者向けの肺炎球菌ということでお聞きしていますけれども、まず胎内市も定期接種、それから任意接種、この任意接種の中にも子供を病気から守るということで、まず優先して国のほうも取り組んで、実施しているということであります。また、この市長会も通じて今言ったようなワクチンについても国のほうでも実施するようにということでも今求めておりますし、また胎内市もそういった状況を見きわめながら、勉強させてもらいたいと思いますので、お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 参考までにお伺いしたいのですが、高齢者がお受けするときは、1回でいいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員、今は介護保険事業の……

○委員（赤塚タイ君） 高齢者として全般になります。1回でいいのか、それとも料金はどれくらいかかるのか。あとよろしゅうございます。質問しません。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 確かなデータは持っていないのですが、1回でいいのではないかと、それから大体1回に自費ですと8,000円程度ということであります。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第6号 平成22年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） それでは、平成22年度黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成22年度は476ページ、歳入合計、収入済額では1億2,188万4,099円、それから478ページの歳出合計、支出済額で1億1,419万4,495円となり、歳入歳出差し引き768万9,604円は23年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。491ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目診療所費については、職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経常経費などが主なものであります。

次に、493ページ、2目歯科分室費については、13節委託料では黒川及び胎内歯科医師の歯科

診療業務委託料、それから18節備品購入費では、医療機器、診察台の購入のほか、診療所の維持管理運営に係る経常経費であります。

3目鍼灸マッサージ施術所の維持管理運営に係る経費であります。

次に、497ページ、2款基金積立金については、診療所事業基金積立金であります。

次に、戻りまして、歳入についてでありますけれども、481ページ、第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科歯科診療収入、鍼灸マッサージ施術収入となっております。

2目では、医師住宅の使用料であります。

2項手数料、1目衛生手数料については、診断書料及び介護保険主治医意見書作成料等であります。

次に、483ページ、2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金については、診療所事業基金利子であります。

485ページ、3款繰入金では医療機器、診察台購入のための診療所事業基金繰入金となっております。

次に、487ページ、4款繰越金では前年度繰越金となっております。

次に、489ページ、5款諸収入では預金利子及び診療協力費等となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号 平成22年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、1時40分まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時40分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第7号 平成22年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） それでは、認定第7号 平成22年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、農業集落排水事業の概況からご説明いたします。農業集落排水事業は、農林水産省が所管する農村地域を対象とした下水道事業であり、胎内市では黒川地区、鼓岡地区、大長谷地区、乙地区の4地区で実施しております。農業集落排水事業全体では、平成22年度末の水洗化人口は、前年度と比較して265人、4.5%の増で6,210人となり、水洗化率は3.2%向上して61.6%となりました。また、処理件数では105件、5.7%増の1,939件となりました。地区ごとの水洗化率は、黒川地区では0.3%向上し89.7%、鼓岡地区では2.1%向上し70.3%、乙地区では5.5%向上し40.1%、大長谷地区では6.7%向上し39.7%となりました。また、年間有収水量は4万3,316立方メートルで、6.5%の増で70万8,439立方メートルとなりました。1件当たりの下水使用量を見ますと、1件当たり32.3立方メートルと横ばいでありました。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものをご説明させていただきます。歳出からご説明いたしますので、決算書の527ページ、528ページをお願いします。1款1項1目農業集落排水運営費において、2節は職員4人分の給与費であり、1節は施設運営に係る消耗品、電気料金、施設の修繕費等であり、12節は処理場やマンホールポンプを開始するための通信費及び堆肥センターと中条浄化センターで、農業集落排水の汚泥を処理していただくための手数料が主なものであります。13節は、施設の管理委託料、汚泥運搬委託料が主なもので、次の529ページ、530ページの2節は、排水設備設置資金預託金、2節は消費税及び地方消費税が主なものであります。

次の531、532ページ、2款は基金の利子をおのおのの基金に積み立てたものであり、533、534ページの公債費は、起債の元利償還金であります。

535、536ページの予備費については、執行がありませんでした。

これを賄います歳入であります。511、512ページをお願いします。1款1項1目受益者分担金は、乙地区における分担金であり、整備費の一部を区域内の受益者に負担していただくため、1件当たり25万円を3年で分割納付していただくものであります。

1款1項2目工事負担金は、建設工事完了後家の新築等により、新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合、工事負担金として公共ます1カ所当たり25万円を負担していただくものであります。

次に、513、514ページの2款1項1目農業集落排水使用料は、4地区における下水道の使用料であり、平成22年度の収納率は99.06%で、前年度とほぼ同じでありました。

次の515、516ページの3款1項1目農業集落排水事業費県補助金は、農業集落排水事業における起債の元利償還に充てるため、各年度の事業費の12%を総枠として、数年にわたり県が分割補助するものであります。

次に、517ページ、518ページの4款1項1目利子及び配当金は、起債償還準備基金及び財政調整基金の利子でありますし、2項1目物品売払収入は、メーターの売払収入であります。

次に、519、520ページの5款1項1目一般会計繰入金は、農業集落排水事業に対する普通交付

税算入分であり、2項1目は鹿ノ俣発電所配当分であり、3項1目は財政調整基金からの繰入金であります。

次の521、522ページは、前年度からの繰越金でありますし、次の523、524ページの諸収入は、排水設備設置資金預託金収入、建物災害共済金が主なものであります。

次の515、516ページは、市債の資本費平準化債であります。

なお、決算額といたしまして、歳入総額が4億5,044万7,676円、歳出総額は4億4,056万5,744円であり、差し引き988万1,932円を次年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第7号 平成22年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号 平成22年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） 全体にかかわることなのでございますが、乙地区が一番工事が後であったというふうなことで、今40.1%の接続率で、大変危惧しているわけなのですが、当地域においては、やはりいろいろ話を聞きますと、昨年は非常に農家が中心でございまして、米が不作なためになかなか事業費が生み出せないという意見が多数あったわけなのでございますが、それはそれとして、接続している方は所得に関係なく接続している方もございます。そういうことで、毎年、決算審査になると出る話なのですが、それについての接続率を向上するための方策について、私も部落にいますが、役場の執行部のほうの係でつないでくれという話が1年間なかったような感じがしております。だから、その後どのような水洗の接続率の向上のために努力されているのか、ちょっとお聞かせ願いたいとうございます。

それともう一点、受益者負担というふうなことがあります。その未納もあるような話もお聞きしておりますが、その辺の数字がわかりましたらちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 水洗化率の向上につきましては、各家庭の戸別訪問、それから年数回広報に接続のお願いの記事を載せる。それから、ことしもそうなのですが、下水道促進デーに合わせまして、ウオロクとか、ジャスコといたしますか、イオンですか、そこで水洗化促進のPRをさせていただきました。また、市のいいもん祭りに出展して、そういうところで水洗化率のPRをしております。ただ、人力的に限りがありますので、全域を戸別訪問ということはなかなかできませんで、重点的に地区を決めて回っておるのが現状でございます。昨年度は大長谷地区を重点に回っております。また、本年度から庁用車2台に車のわきにステッカーといたしますか、大きな水洗化促進のあれを張って走っているような状況でございます。

また次に、分担金の件でございますが、未納額の合計が全体で433万8,400円、215件ござい

ます。収納率は41.07%でございます。22年度分につきましては、94.44%で高いのですが、過年度分につきましては26.02%でございます。

以上です。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 重点的に地区を絞って広報して回っていると、個人訪問して回っているというふうなことなのですが、やはり私もよく言うのですが、せっかくつくったのでやはり80%の目標に一年でも早く近づけるというのが市の財政を考えれば当然のことなのですが、もうちょっと重点地区、40.1%乙地区、どっこん水も出るというふうなことで、自然流水もあるということでの進まない理由もあろうと思うのですが、一般の家庭においては、やはりもうちょっと啓蒙活動をひとつやっていたきたいし、やったらどうかなというふうな考えを持っておりますし、今業者さんが逆に非常にお仕事がないということで、個人にアタックかけて仕事をもらえるわけですから、そういうふうな光景も見られますが、いま一度今年度において、その重点地区を絞ってやはり広報していただくのも一つの方法かと思いますが、その点の考えについて、出来秋でございますので、これを逃すとまた来年までございませぬので、よろしくひとつ、どう考えているかお聞かせください。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 重点的に特に水洗化率の低いところについては回っていかうかなというふうに思っています。ただ、人間的に少ないものですから、全部回することはできませんので、それを補うために例えばダイレクトメールなり、そういったものを併用してやっていきたいなと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） いろいろ部落の集会等がありますので、そのとき区長さんと連絡をとりながら、その全体集まった中でお願いする等も一つの方法かと思っておりますので、その財政事情も話しながらご理解いただくようにしていただければ効果が上がるのかなというふうな感じもありますので、よろしかったらそういう方法をとるのも一つかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 今ほどの菅原委員とも関連するのですが、この分担金の関係、受益者負担といいますが、その収納率が非常に悪いということなのだけれども、分担金を出さない、要するに接続されている人というのは、分担金はみんな払っているのですか。それと、分担金を払わないというその理由というのは、やっぱり一番大きいのは何でしょうか。例えば接続だったら増改築とか、あるいは新築の計画があるというふうな中で、その流れを見るというのがありますが、この分担金というのはどちらかといったら、勝手に役所でやったのではないかというふうにはならないと思うのだけれども、この分担金、受益者負担を払わない理由というのは何なのか。

それと、接続されている人でこの分担金を払っていないという人はいないのかどうか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 分担金を払わない人については、接続しておりません。分担金未納の方については、やはり経済的理由というのが一番大きいです。

以上です。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 聞いていいのかな、ちなみに何世帯ぐらいあるのか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 軒数では215軒でございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第8号 平成22年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） それでは、認定第8号 平成22年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、特定環境保全公共下水道事業の概況からご説明いたします。特定環境保全公共下水道事業は、荒井浜地区における下水道事業であります。平成22年度末の加入軒数は13軒であり、前年度から1軒の減となっております。処理水量は、前年度と比較して1,781立方メートル、5.1%増の3万6,781立方メートルとなりました。ちなみに荒井浜地区の水洗化率は100%でございます。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。では、歳出の主なものをご説明申し上げますので、決算書553、554ページをお願いします。1款1項1目特定環境保全公共下水道事業費は、この事業の維持管理に係る費用で、荒井浜クリーンセンター、マンホールポンプ2カ所の施設管理委託費、電気代、汚泥運搬委託料、汚泥処理費が主なものであります。

555、556ページの2款公債費は、建設に係る起債の元利償還金であります。

557、558ページ、3款1項1目予備費には、執行がありませんでした。

これを賄います収入の主なものをご説明いたしますので、545、546ページをお願いします。1款1項1目特定環境保全公共下水道使用料は516万9,500円で、前年度と比較しまして25万6,000円、4.7%の減となりました。徴収率は98.9%でありました。

次の547、548ページ、2款1項1目一般会計繰入金は、事業運営上不足する額を一般会計から繰り入れたものであります。

549 550ページ、3款1項1目は前年度からの繰越金であり、551、552ページ、4款1項1目は預金利子であります。

なお、決算額といたしましては、歳入歳出総額とも1,780万7,542円となりました。特定環境保全公共下水道事業は、平成22年度末で廃止となり、平成23年度からは農業集落排水事業に編入されております。

以上で認定第8号 平成22年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号 平成22年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第9号 平成22年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） それでは、認定第9号 平成22年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、簡易水道事業の概況から説明いたします。この事業は、黒川地区の約1,000軒に給水している第1簡易水道事業と鼓岡、大長谷地区の約800軒に給水している第2簡易水道事業を合計した会計であります。年間有収水量は前年度と比較して1万4,620立方メートル、2%の増で74万1,155立方となりました。1件当たりの使用量を見ますと、1件当たり0.6立方メートル、1.8%増の34.4立方メートルとなりました。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。まず、歳出からご説明いたしますので、決算書の579 580ページをお願いします。1款1項1目簡易水道運営費は、職員4人分の人件費や事務費の一般的経費及び簡易水道施設の運営に係る経費で、1節需用費は消耗品、電気料金、施設の修繕等であり、次の12節は配水施設を開始するための通信運搬費が主なものであります。また、13節は保安待機委託料、水質検査委託料、メーター検針委託料が主なもので、次の581、582ページの15節工事請負費は、坪穴、東牧、坂井地内における配水管布設がえ工事等であります。農道整備事業黒川荒川地区工事に伴う配水管布設がえ工事において、1,529万円を繰越明許いたしました。1節は簡易水道施設用地取得費であり、2節は消費税及び地方消費税であります。また、28節繰出金は一般会計からの借入金の償還額から交付税算入額を差し引いた額を一般会計へ繰り出したものであります。

次の583 584ページは、簡易水道施設整備基金の利子を基金に積み立てたものであり、585

586ページの公債費は起債の元利償還金であります。

587、588ページの予備費につきましては、1款1項1目1節公有財産購入費へ108万9,000円、1款1項1目2節補償補填及び賠償金へ3万円充用いたしました。

これを賄います歳入をご説明いたしますので、567、568ページをお願いします。1款1項1目は、簡易水道使用料であり、2項1目は給水工事検査手数料であります。22年度の水道料金の収納率は98.1%と前年度とほぼ同じ収納率であります。時効による不納欠損額として13件分、3万3,010円発生いたしました。

次の569ページ、570ページの2款1項1目は、簡易水道施設整備基金利子でありますし、2項1目は下館地内における県営基幹農道整備事業により農道に係った土地の売却収入でありますし、2項2目はメーター売払収入であります。

次に、571、572ページの3款1項1目は、鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でありますし、2項1目は簡易水道施設整備基金からの繰入金であります。

次の573、574ページの4款1項1目は、前年度からの繰越金であります。

次の575、576ページの諸収入は、新たに簡易水道に加入する際にちょうだいする加入金や県営基幹農道整備事業に伴う配水管移設補償金や農業集落排水使用料賦課徴収の受託料が主なものであります。

次の577、578ページは、坪穴地内における配水管布設がえ工事に対する簡易水道事業債であります。

なお、決算額といたしましては、歳入総額が1億7,593万4,765円、歳出総額が1億4,765万9,482円であり、差し引き2,827万5,283円を次年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第9号 平成22年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号 平成22年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。昼食のため、ここでしばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第10号 平成22年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） ご苦労さまでございます。それでは、認定第10号 平成22年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

皆様の歳入歳出決算の事項別明細書に基づきまして説明させていただきますので、ページのほう、603ページになります。1款1項公共用地取得費でございますが、2目運動施設整備用地取得費、3目公共用地取得費、4目史跡公園整備用地取得費でございますが、いずれにつきましても、公有財産の購入費が主なものでございまして、下越土地開発公社からの買い戻しでございます。運動施設につきましては、平成22年度まで償還が残っておりますし、公共施設につきましては平成24年、史跡公園につきましては皆さんご存じのように嘉平山でございまして、平成26年までということでございます。

それから、これを賄います歳入でございますが、皆様のお手元のページ、597ページでございます。第1款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金が主なものでございます。

また、599ページになりますが、2款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金が主なものでございます。

以上で認定第10号 平成22年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号 平成22年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第11号 平成22年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） ご苦労さまでございます。それでは、平成22年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

詳細につきましては、609ページからでございます。平成22年度につきましては、歳入合計、収入済額で一般会計繰入金1億8,500万円をお願いいたしまして2億7,691万4,268円、歳出合計、支出済額2億7,317万9,062円となり、歳入歳出差し引き373万5,206円は平成23年度に繰り越すものとしてお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明をさせていただきます。629ページを見ていただければと思います。第1款商工費、第1項商工総務費、1目観光総務費では、観光パンフレット印刷製本、広告料などが主なものでございます。

次に、2目旅行あっせん費では、旅行業務においてJRの運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバス借上料などの手配旅行に必要な費用でございます。

次に、同じく629ページ下段からの2項アウレッツ館運営費につきましては、胎内アウレッツ館及び胎内レクホールの維持運営に係る経費でございます。631ページ、15節工事請負費については、研修室の照明改修工事、レクホール火災報知機改修工事などが主なものとなっております。平成22年度は宿泊数が3,091名、日帰り利用者が1,700名でございます。国民体育大会があった平成22年度と比較して大きく落ち込みました。平成23年度につきましては、首都圏からのスポーツ合宿の積極的な誘致や宿泊費の値下げにより、2年実績程度に回復する見込みとなっております。

次に、633ページからの3項樽ヶ橋遊園費、第1目樽ヶ橋遊園運営費でございますが、施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数が1万7,850人となったところでございます。

次に、635ページからの4項地域食材供給施設費、1目地域食材供給施設運営費、胎内高原ビール園でございます。施設の維持管理運営経費でございます。なお、平成22年度は職員4名と臨時職員で運営していましたが、今年度においてはレストランを休止していることなどから、職員2名と臨時職員で運営しているところでございます。

637ページ、第5項胎内リゾート施設費、1目胎内リゾート施設運営費でございますが、指定管理をお願いしております胎内スキー場とそば処みゆき庵の施設関係の市の支出分の経費でございます。主なものとしまして、1節使用料及び賃借料に国有林の借地料、15節工事請負費では風倉高圧線の取替工事、第10ペアリフト、柱上端子及びケーブル更新工事が主なものでございます。

次に、これらを賄います歳入についてご説明を申し上げます。615ページに戻っていただきたいと思っております。第1款事業収入につきましては、1項胎内アウレッツ館事業収入で、1目食堂収入から4目施設使用料まででございます。

2項樽ヶ橋遊園事業収入につきましては、1目売店収入から3目観光施設使用料まででございます。

次に、下段の3項地域食材供給施設事業収入、ビール園でございますが、では1目地域食材供給施設事業収入、1節地域食材供給施設事業収入、ビール園のレストランの売店収入でございます。

次に、617ページ、第2款使用料及び手数料、1節行政財産目的外使用料では、自動販売機の観光施設敷地使用料収入、621ページ、第4款繰入金は一般会計からの繰入金でございます。623ペ

ージの第5款繰越金でございます。

625ページ、第6款諸収入、第1節雑入は、自動販売機収入、旅行あっせん収入等でございます。

以上で平成22年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第1号 平成22年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第12号 平成22年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） それでは、認定第12号 平成22年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

669ページの歳出から説明申し上げます。1款農林水産業費、1項農業費、2目農畜産加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工製造施設の運営及び維持管理に要する経費であり、1節原材料費では黒豚の購入費が主なものとなっております。なお、ハム製品の製造については、平成23年1月から外部委託としております。

次に、671ページの3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム及びチーズの製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、1節需用費で畜産団地で飼育しているジャージー牛の飼料、光熱費が主なものであります。なお、チーズ製造については、平成23年1月から外部に製造委託を行っております。

673ページの4目地域活性化センター運営費では、納品、請求管理や配送業務を行っている活性化センターの運営及び維持管理、ホームページ、イベント等に要する経費であります。

次に、675ページの米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への委託料であり、一般会計への繰出金は貸付金扱いでの返済分であります。

同じく、6目農産加工施設運営費では、胎内高原ハウス株式会社への委託料であります。

同じく、下段の7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であります。なお、平成22年度からは常駐職員を廃止し、勝沼醸造等の指導のもと、農林水産課の職員が主となり、新潟フルーツパーク職員と醸造に当たりました。なお、ワインの販売本数につきましては、平成19年2,055本、平成20年8,487本、平成21年1万3,800本、平成22年1万508本と推移しております。

次に、681ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いがございま

す。

続きまして、歳入であります。655ページに戻っていただきたいと思ひます。1款事業収入、1項1目の農畜産加工事業収入では、ハム、ウインナーの売り上げ収入、2項1目乳製品加工事業収入では、牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの売り上げ収入、3項1目地域活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱った酒、ビール等の販売収入及びイベント収入であります。4項1目米粉製造事業収入では、新潟製粉株式会社への委託料に償還金を加えた米粉販売収入、5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社への委託料に償還料子を加えたミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入であります。6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入であります。

次に、659ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料は電柱などの敷地使用料でございます。

次に、661ページ、3款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付料であり、2目で新潟製粉株式会社の配当金がございます。

663ページの4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費補てん分、2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れがございます。

665ページ、5款1項1目繰越金は前年度からの繰越金でございます。

次に、667ページの6款1項1目雑入では、加工用資材の売却と消費税の還付金が主なものとなっております。

以上で地域産業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号 平成22年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願ひます。

○委員（天木義人君） 今のワイン製造についてちょっとお聞きしましたけれども、昨年1万幾ら製造をやっていますけれども、本数ではなくて生産高は幾らでしょうか。それと、一昨年は1万5,000ということで、昨年ちょっと減っているその要因は何でしょうか。それと、昨年と一昨年の末の在庫本数幾らあるか教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） ワインの販売額ということでよろしいかと思ひますが、ワインだけで取り上げますと、箱代を含んでおりますけれども、平成22年度が1,329万1,000円、22年度が1,032万2,000円でございます。落ち込みの原因というようなことでご質問がありましたけれども、一部製造してから濁りが若干入ったというようなことで、販売店からのクレームがあったようなこともございました。それから、キャップを転圧して締めるのですけれども、それが抜けてしまったというようなトラブルもございまして、今はそういうことについてはすべて改善し、トラブルなく販売しておりますけれども、平成22年度に関しては一部そういう事案があったということでございます。

在庫につきましては、平成22年度の在庫が1万2,056本ということになっております。ことしの8月末現在が1万542本という在庫の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今聞いたのですけれども、在庫があるということは、生産高は1,300万円ですか、もっとあると思うのですけれども、これは販売した価格だと思えますけれども、生産高を聞いているのであります。

それともう一点、今在庫が1万本以上あるということなのですから、その処理方法、販売方法、これからの経営方法、どのような考えを持っておられるか。

それと、1万本あるということは、胎内市の市民に割り引きして販売したらいかがなものかと思えますけれども、宝を持っていてもお金にかえないといつまでたっても赤字でありますので、その辺のご検討をお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） 製造量につきましては、平成22年が35トン……

○委員長（桐生清太郎君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 生産量を言われてもちょっとぴんとこないの、つくった量を販売すれば幾らになるかということを知ればかえってわかりやすいと思います。何本つくったか。それで単価を掛けてもらえればわかると思います。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） 醸造した量というのは、当然それはつかめます。それを熟成し、瓶に移して売ったというの、それはわかるのですけれども、その全体でそのものが幾らになるかというのは、その販売額、定価についても確定しているわけではないわけですので、全体で幾らになるかということについては、少しそれはちょっと金額的に出てこないというのが現状でございます。

販売促進の方法ということでご質問がございました。これにつきましては、当初酒の卸問屋さん1社ということでやっておりましたけれども、それをもう一社増やしまして、平成23年度の8月からは卸問屋2社ということで販売促進を行っているということでございます。それと、販売促進という観点からいきますと、もう一つにはNPO法人もっと胎内応援隊というのが認定されたわけですが、その中で地域の特産品を売っていくと。まだ酒の販売免許はないのですけれども、これから酒の販売免許のほうも取得し、首都圏を中心としてワインを始め、胎内市の特産品、地域の農業者の米とかも含めてですけれども、販売拡大していくというような計画でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 675ページの米粉関係なのでございますが、監査委員さんの報告の中に、米粉処理加工施設管理運営受託契約についての収支に単一に検証することはできないというふうなのが載っております。これに対して、今後の改善として市長はどう考えておられるのか、ひとつお答え願います。

それから、間違っていればこれは取り消しなのですが、ことしの米粉の作付した方に9,200円ぐらいの補助金を市並びに米粉工場から出るような文書を見たのですが、目を通しただけでないので、确实なところはわからないのですが、そういう形が出るということで了承してよろしいのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） それことしの方ですか、済みません、九百幾ら。

○委員（菅原市永君） 9,200円。

○市長（吉田和夫君） 9,200円、それ私聞いていませんので、确实ではないと思います。私のところへはまだそれ来ておりませんので。

ただ、最初の米粉の処理の関係であります、これは非常に監査委員さん言ったとおりでありますので、これはやはり近づけるように頑張っていきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） 米粉の関係につきまして、市長答弁あったわけですけれども、その中で監査委員おっしゃっているのが近江新の工場とこちらの新しく工業団地にできた工場のほうのものを分けないと、結局委託しているのは近江新のほうだけというふうなことで、決算書として上がってきているのが一緒になっているという状況なので、それについて詳細についてはまた会社のほうと詰めながらわかるような形でやっていくということは必要ではないかというふうに考えておりますし、それから先ほどの9,200円というお話ですが、きのうの一般会計の中で1万500円というようなことで、米価下落ということでお話しさせていただいた部分はあるわけですけれども、それとは関係なく平成23年度につきましては、産地資金、いわゆる昔で言う転作奨励金的な取り扱いの中でまだ額確定していませんけれども、九千二百何がしというようなものは10アール当たり産地資金のほうから出ていくというような計画であります。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） その産地資金というのは、トンネルで県、国の補助金と理解してよろしいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 農産物加工施設ミネラルの件なのですが、端的にお聞きしますが、2年度から2年度すごく売っているのに何で赤字なのでしょう。それだけちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） ミネラルにつきましては、震災の影響もございまして、年度後半かなり水の売り上げが伸びました。しかしながら、決算上は減価償却費の分ぐらいが赤字になったという状況でございます。売っているのにどうして赤字かということがご指摘だと思っておりますけれども、今そういうミネラル、水の関係が非常にほかの他社は廉価でというか、低い金額で売っているという部分もございまして、それにある程度対抗していくという必要がございます。これは、これから先の話になるのですけれども、生産体制をもう一回検討し直すというようなことも含めて販売拡大し、何とか赤字でないような形で決算できるように指導していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第13号 平成22年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

高橋黒川支所長。

○黒川支所長（高橋次夫君） それでは、認定第13号 平成22年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。決算書の699、700ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項農業費、1目鹿ノ俣発電所費であります。主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までにつきましては、担当職員1名分の給与費であります。1節需用費、修繕費では、鹿ノ俣発電所のデジタルディスプレイユニットの交換及び直流電源装置の復旧作業等であります。13節委託料では、国有地借地分の境界測量を実施しました。19節負担金補助及び交付金では、鹿ノ俣用水管理負担金であります。鹿ノ俣水路は、取水口のある砂防ダムから発電所までの間の管水路部分につきましては、一般会計におきまして維持管理費及び公債費を計上しておりますが、その管水路は当事業においても発電用として共有していることから、利用割合72.85%を負担したものであります。28節繰入金では、本事業の目的であります農業関連施設の維持管理費の軽減に充てるため配分をしたものであります。

次に、これを賄いました歳入でございますが、戻りまして697、698ページをお願いいたします。3款諸収入、2項1目1節雑入、鹿ノ俣発電所売電収入でございます。収入額につきましては、予算額に対し101.1%でありました。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第13号 平成22年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で認定第13号の質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす午前10時より認定第14号から認定第16号までの質疑及び認定第1号から認定第16号までの採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時32分 散会